

項目名

(4) 感染症予防対策

■ 現状（概要）

(1) 管内における感染症動向の情報還元

- ・ 国の感染症発生動向調査事業において、管内の患者発生情報を把握するため、管内の定点医療機関（インフルエンザ：6 か所，小児：4 か所，基幹定点：1 か所，性感染症：1 か所）から保健所へ毎週報告あり。
- ・ 報告を基に管内感染症情報として、毎週、275 か所の関係機関（市村，医療機関，社会福祉施設，学校等）にメール及びFAXにて情報提供している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

国内発生状況（感染者数）

全都道府県 合計 44万 508 人（令和3年3月8日現在）

（死亡者数 8,321 人）

県内 1,762 人（令和3年3月8日現在）

（死亡者数 27 人）

(3) 結核・その他の感染症

患者発生時の対応及び感染拡大防止のための指導・助言

- ・ 結核登録者 R3.2月末現在 12名（うちR2年度新規患者 4名）
- ・ その他の感染症（令和2年度発生件数）
梅毒1件，つつが虫2件，感染性胃腸炎の集団発生1件（保育所）

■ 取組状況（令和2年度）

- (1) 令和2年9月4日厚生労働省事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」が出され，本県においても11月から相談・受診の流れを変更。（フロー図参照）

発熱等の症状がある場合は，まずは，かかりつけ医に相談。かかりつけ医がない場合や相談する医療機関に迷う場合は受診・相談センター（旧帰国者・接触者相談センター）へ相談する流れとなった。

- 受診・相談センター（県内各保健所等） 14 か所
- 診療・検査医療機関 管内 60 医療機関（R3.3.5現在）
（県では11月1日「診療・検査医療機関」を新たに指定。公表の同意が得られた医療機関については，県ホームページに掲載中。）
- 電話相談医療機関 23 カ所（管内2カ所）（R3.3.1現在）
- 一般相談窓口「コロナ相談かごしま」（R2.8.6開設，24時間体制）

- (2) 管内及び管外（県内及び県外含む）での発生時における疫学調査等の対応

- (3) 海外からの帰国者に対するフォローアップ（2週間の健康観察）

令和2年4月～令和3年1月 87名

■ 課題

- ・ 感染症（新型コロナウイルス感染症及び鳥インフルエンザ等）発生時に迅速に対応できるよう平常時から関係機関との情報共有・連携体制の強化。
- ・ 管内市村における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の体制整備。

■ 依頼事項等

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る必要な検査及び医療体制の確保，ワクチン接種の推進について，御理解・御協力をいただきますようお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について，住民等への広報・周知や，偏見・差別の防止に御協力いただきますようお願いします。

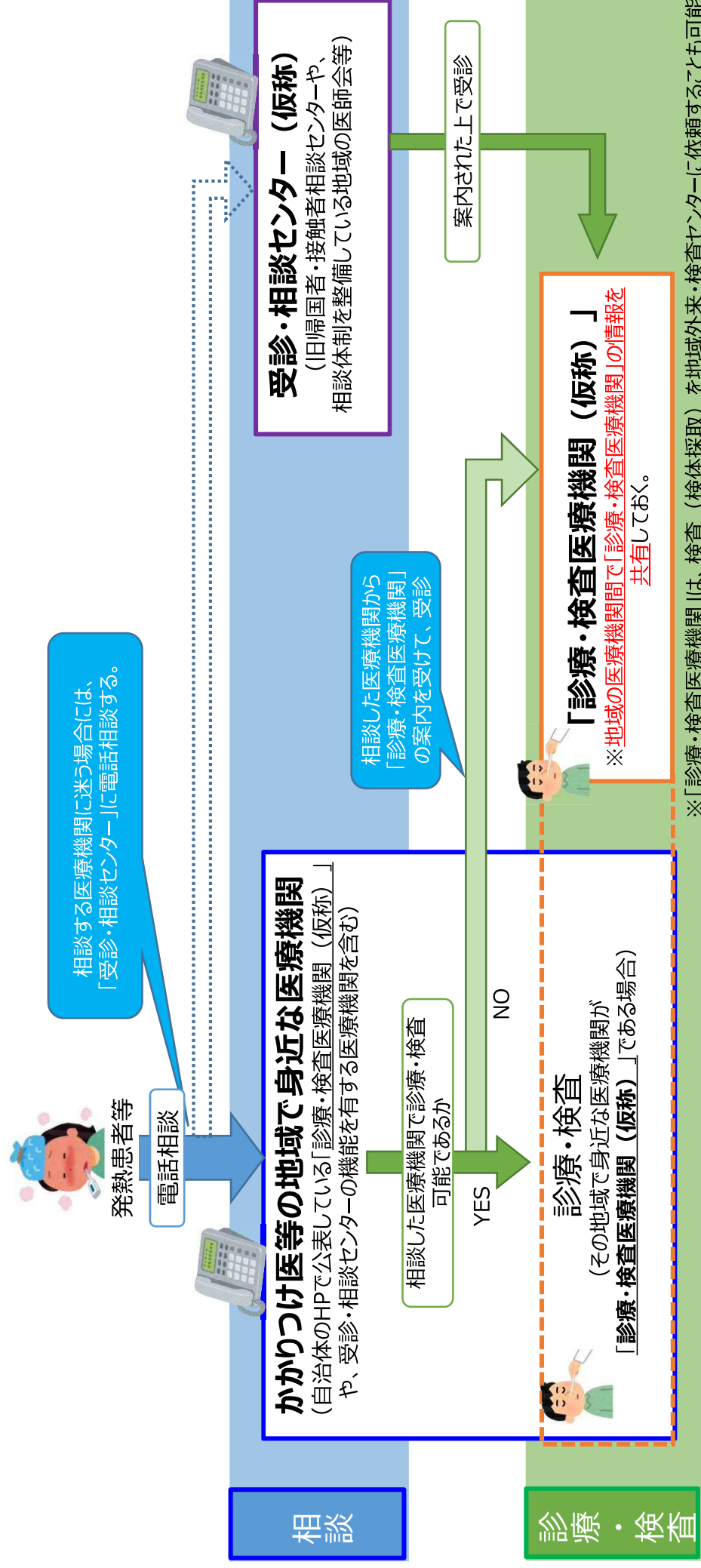
発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ

<住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「**受診・相談センター**」に**相談**すること。

<都道府県等や地域の医療関係者が整備すること>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関**」と**その対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関**」を公表する場合は、**自治体のホームページ等とその医療機関と対応可能時間等を公表する**等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



新型コロナウイルス感染症の現状

1-1 全国 の状況

3月7日現在, ステージⅢ相当以上の感染拡大地域はない。

都道府県別 感染者数の状況 (直近1週間)

ステージⅣ相当(対人口10万人 25人以上) } 感染拡大地域
 ステージⅢ相当(対人口10万人 15人以上)

3月7日 現在

対人口10万人 10人以上

順位	都道府県名	3月1日 ～ 3月7日 の感染者数	人口10万人当 たり感染者数
1	千葉県	842	13.45
2	東京都	1,779	12.78
3	埼玉県	710	9.66
4	沖縄県	131	9.02
5	神奈川県	775	8.43
6	茨城県	235	8.22
7	福島県	148	8.02
8	北海道	379	7.22
9	宮城県	156	6.76
10	滋賀県	92	6.51
11	大阪府	547	6.21
12	群馬県	99	5.10
13	佐賀県	33	4.05
14	愛知県	303	4.01
15	栃木県	73	3.77
16	兵庫県	202	3.70
17	福岡県	187	3.66
18	奈良県	46	3.46
19	静岡県	114	3.13
20	高知県	19	2.72
21	岐阜県	52	2.62
22	石川県	26	2.28
23	三重県	38	2.13
24	岡山県	39	2.06
25	新潟県	37	1.66
26	京都府	33	1.28
27	徳島県	9	1.24
28	熊本県	16	0.92
29	広島県	22	0.78
30	香川県	7	0.73
31	長野県	10	0.49
32	和歌山県	4	0.43

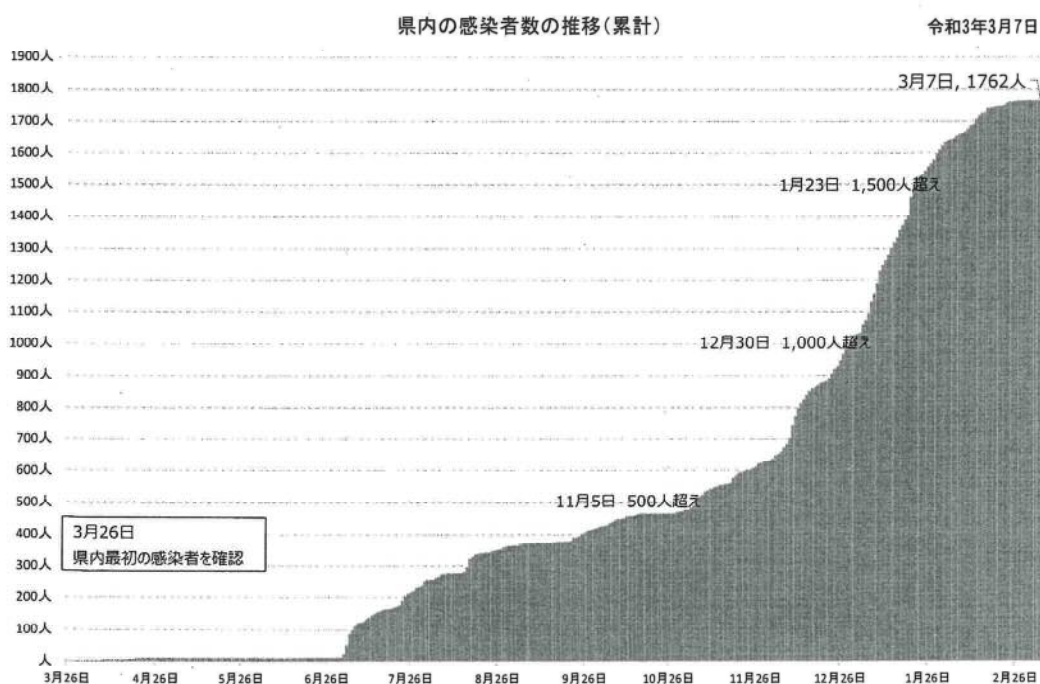
順位	都道府県名	3月1日 ～ 3月7日 の感染者数	人口10万人当 たり感染者数
33	大分県	4	0.35
34	青森県	4	0.32
35	山口県	4	0.29
36	富山県	3	0.29
37	山梨県	2	0.25
38	愛媛県	3	0.22
39	宮崎県	2	0.19
40	岩手県	1	0.08
41	鹿児島県	1	0.06
42	秋田県	0	0.00
42	山形県	0	0.00
42	福井県	0	0.00
42	鳥取県	0	0.00
42	島根県	0	0.00
42	長崎県	0	0.00
計		7,187	

単位:人

※本県以外の感染者数は厚生労働省が公表したデータから本県で算定・集計。(各自治体の時点公表数等と異なる場合あり)
 人口は「人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)」(総務省統計局)を使用。

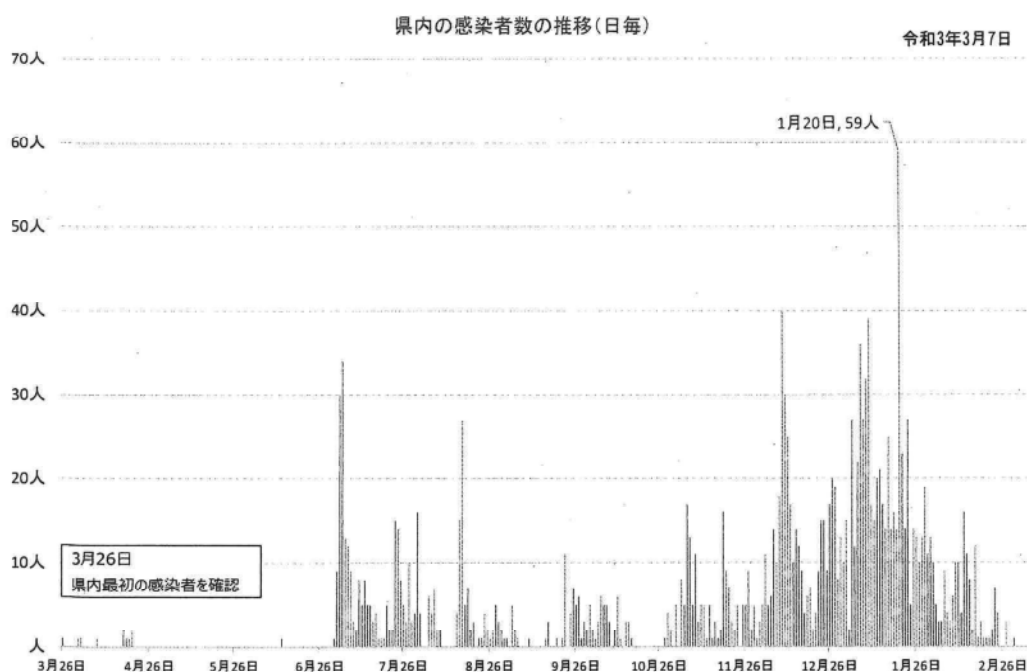
1-2 県内の状況①

3月7日現在、累計で1762人の感染を確認。



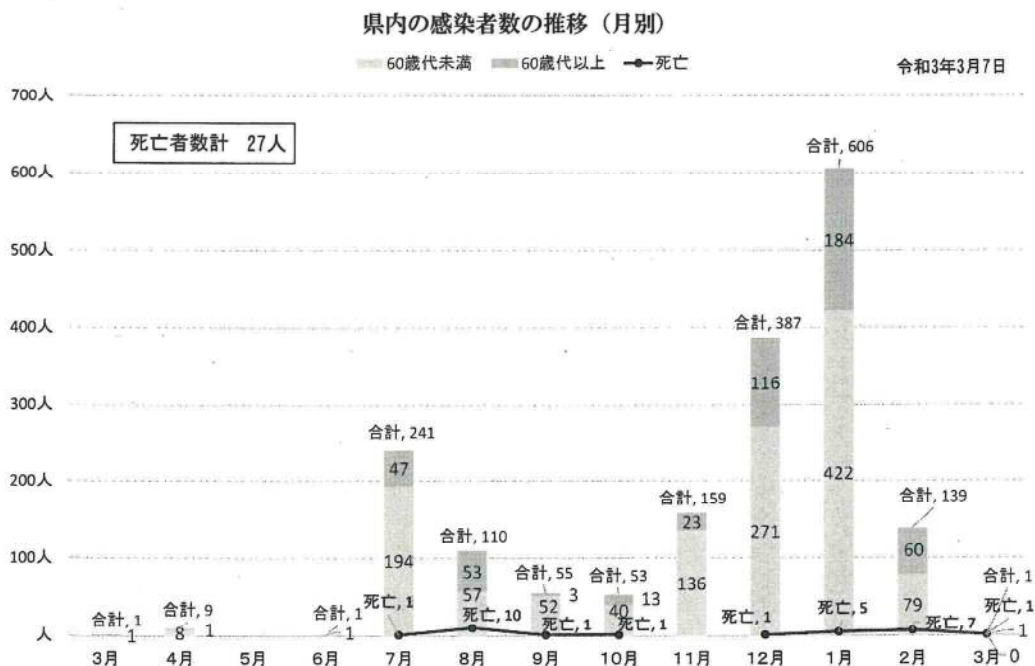
1-2 県内の状況②

1月20日に過去最多の59人の感染者を確認。



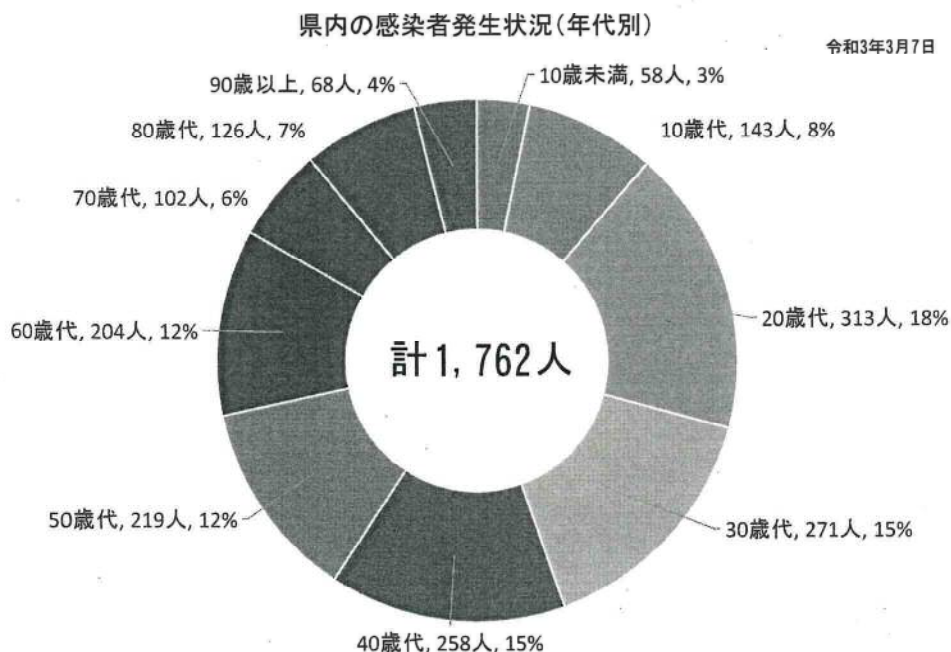
1-2 県内の状況③

1月に月間最多の606人の感染者を確認。



1-1 県内の状況④

20歳代から40歳代を中心に、幅広い世代で感染が確認されている。



1-2 県内の状況⑤

クラスターが発生した市町で多くなっている。

県内の感染者発生状況（居住地別）

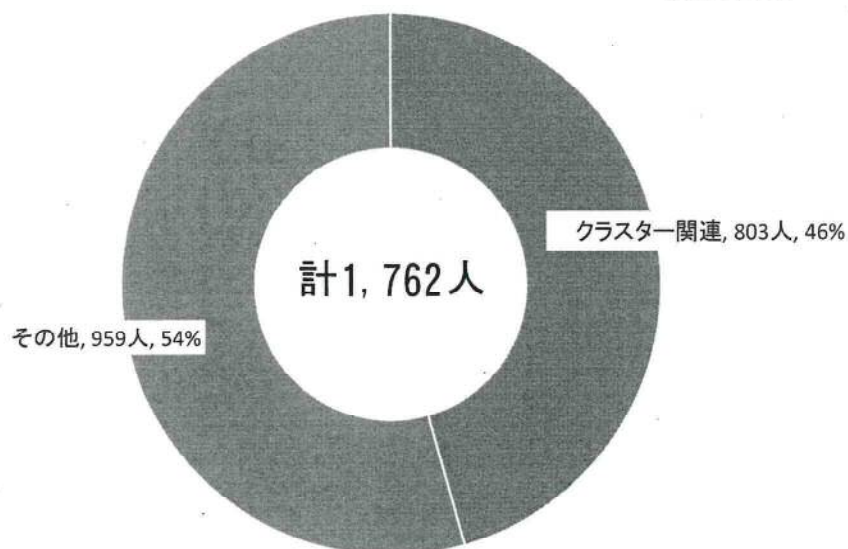
						令和3年3月7日		
順位	市町村名等	感染者数 (人)	順位	市町村名等	感染者数 (人)	順位	市町村名等	感染者数 (人)
1	鹿児島市	783	20	南さつま市	11	37	滋賀県	2
2	鹿屋市	131	22	屋久島町	10	37	千葉県	2
3	与論町	112	23	瀬戸内町	9	37	兵庫県	2
4	指宿市	84	24	南九州市	8	44	湧水町	1
5	霧島市	81	24	大崎町	8	44	龍郷町	1
6	始良市	73	24	東京都	8	44	知名町	1
7	垂水市	68	27	錦江町	7	44	沖縄県	1
8	徳之島町	49	27	南大隅町	7	44	北海道	1
9	出水市	38	29	天城町	4	44	熊本県	1
10	日置市	30	29	宮崎県	4	44	埼玉県	1
11	薩摩川内市	28	29	大阪府	4			
11	曾於市	28	32	東串良町	3		非公表	5
11	奄美市	28	32	喜界町	3			
14	志布志市	25	32	和泊町	3			
15	いちき串木野市	24	32	神奈川県	3			
16	肝付町	12	32	広島県	3			
16	伊仙町	12	37	さつま町	2			
16	福岡県	12	37	阿久根市	2			
16	愛知県	12	37	伊佐市	2			
20	枕崎市	11	37	西之表市	2			
						合計		1,762

1-2 県内の状況⑥

クラスター関連は全体の46%。

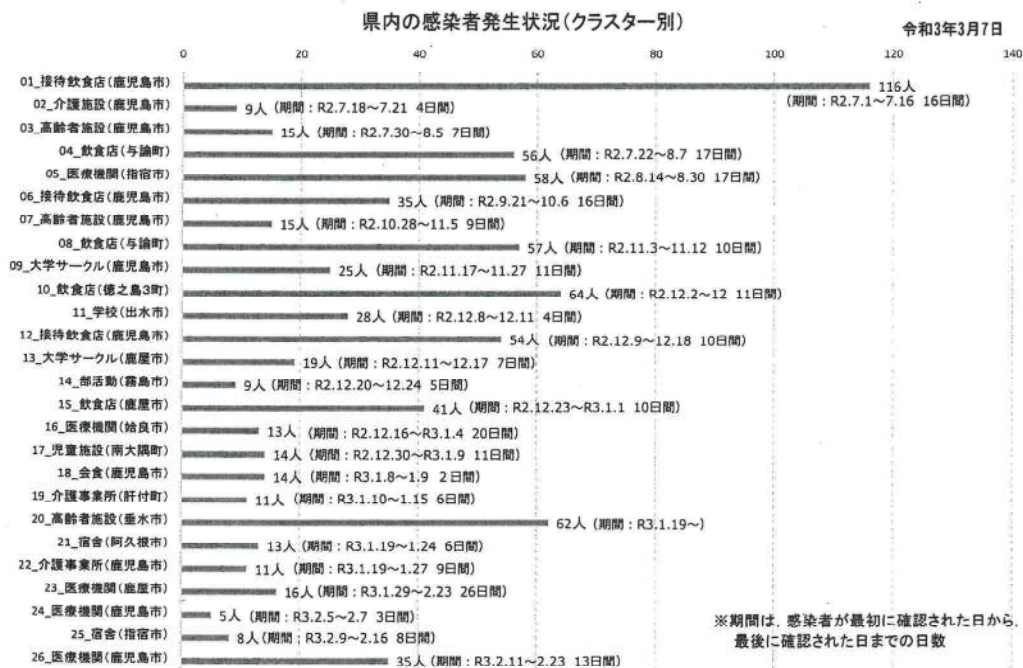
県内の感染者発生状況（形態別）

令和3年3月7日



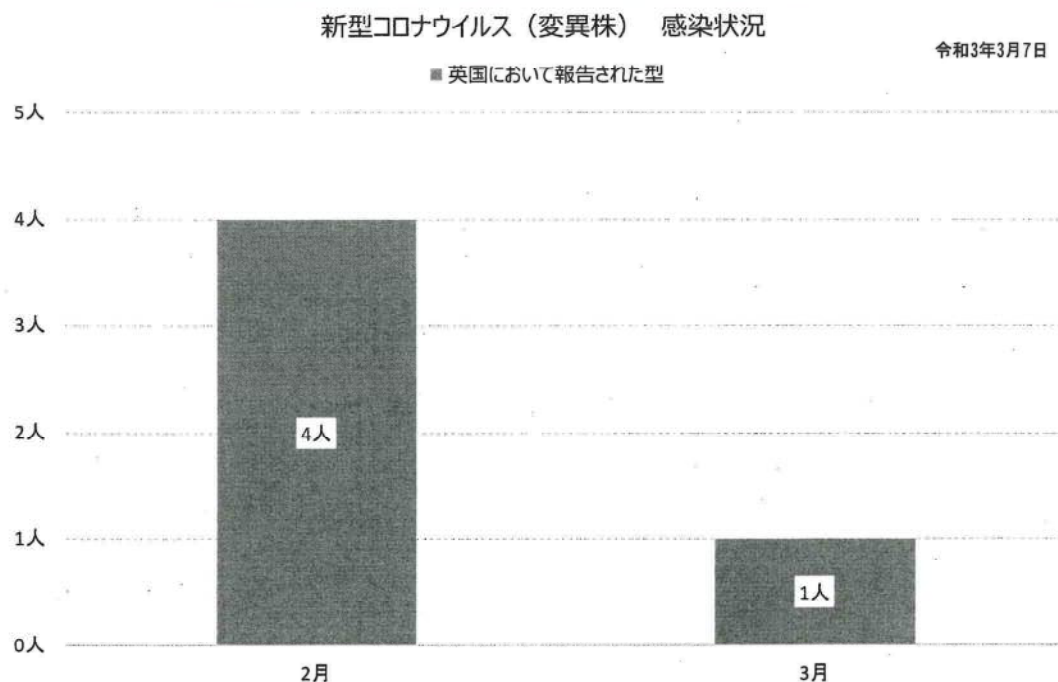
1-2 県内の状況⑦

これまでに26件のクラスターが発生。



1-2 県内の状況⑧

これまでに5人の変異株の感染者を確認。

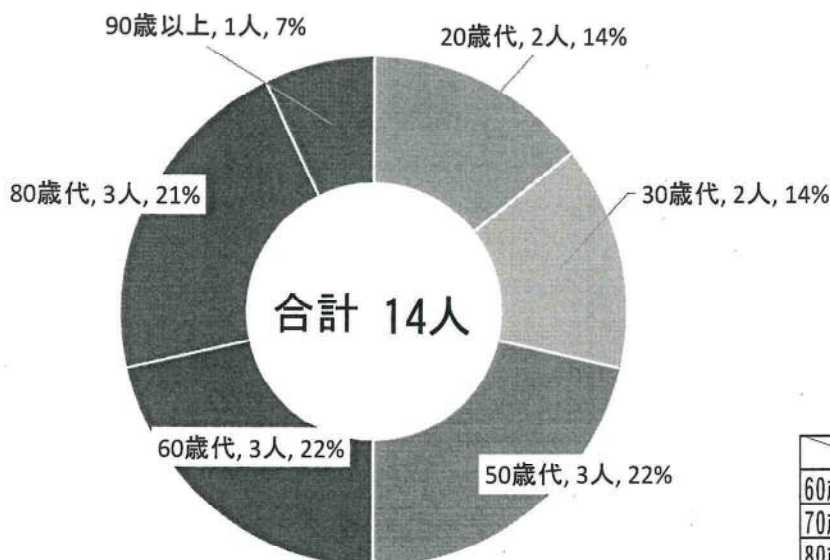


1-2 県内の状況⑨

入院患者のうち、60歳以上が約半数を占めている。

病床占有者(入院患者)の年代別内訳

3月7日

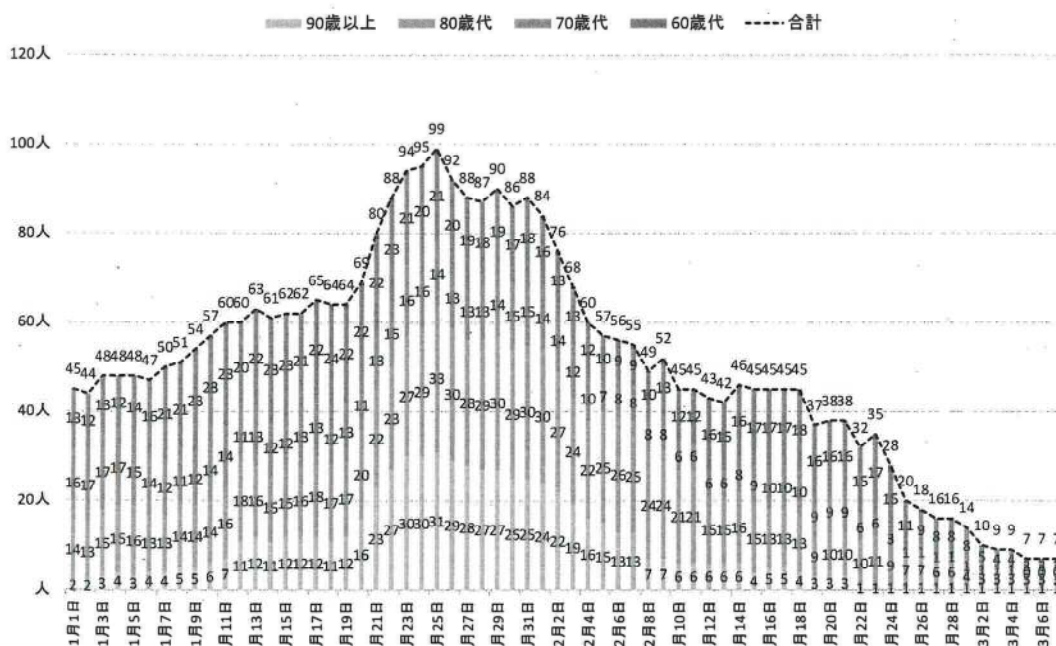


	入院者数	割合
60歳以上	7人	50.0%
70歳以上	4人	28.6%
80歳以上	4人	28.6%

1-2 県内の状況⑩

60歳以上の入院患者数は減少傾向にある。

60歳以上の病床占有者(入院者)数



1 接種順位の基本的考え方と具体的な範囲について

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。

その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種をできるようにする。

令和3年2月9日 内閣官房、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」

接種順位の基本的考え方と具体的な範囲について

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

医療従事者等への接種

高齢者へのクーポン配布

高齢者への接種

基礎疾患を有する者
(高齢者以外)への接種

高齢者施設等の従事者への接種

それ以外の
者へのクー
ポン配布

60～64歳の者(ワクチンの供給量による)

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種

接種順位の考え方

2 医療従事者等の範囲について(続き)

(2) 医療従事者等の範囲は以下とする。

- 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者^(注))を含む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある

医師 その他の職員

- ※ 診療科、職種は限定しない。(歯科も含まれる。)
- ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
- ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。
- ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。
- ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
- ※ 助産所のは、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
- ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。

なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

- 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者^(注))を含む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員(登録販売者を含む。)

- ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。

- 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

- ※ 救急隊員等の具体的な範囲は、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定)。

(参考)「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」

(令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)

- 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

- ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
- (例) 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。
- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
- (例) 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者。
- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者
- ・ 自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合に、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

新型コロナワクチンに関する相談体制

- 新型コロナウイルスワクチン接種に関する国民や医療機関等からの相談は、国・都道府県・市町村及びワクチンメーカー等が、それぞれの役割に応じて対応する。
- 国は、国民や医療機関等に対し科学的知見に基づいた正確な情報を丁寧に発信するとともに、都道府県・市町村の相談対応に資するよう、Q & Aを示す等により必要な情報提供を行う。

ワクチンメーカー

各ワクチンに係る個別具体的な問合せへの対応

- ○○疾患の患者に接種してよいか
- △△薬内服中の患者に接種してよいか
- ワクチン内の具体的な成分
- ワクチンの取扱上の注意点 等

厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター

コロナワクチン施策の在り方等に関する問合せへの対応

都道府県 相談窓口またはコールセンター

医学的知見が必要となる専門的な相談など、市町村では対応困難な問合せへの対応

- 接種後3日経っても腫れているが、医療機関を受診した方がよいか 等

V-SYS利用者からの問合せへの対応

- ログインID・パスワードを忘れてしまった
- 入力内容を修正したいがどうしたらよいか 等

ワクチン接種円滑化システム (V-SYS) サービスデスク

・ワクチン接種に係る基礎的な情報に関する問合せなどは、国、都道府県、市町村すべてで対応する。
・都道府県、市町村から国への問合せは、厚生労働省の担当部局にて対応する。

住民や医療機関からの問合せ対応

- どの医療機関で接種できるのか
- クーポン券を紛失したどうしたらよいか
- クーポン券を持参し忘れた方が来院したが、接種してもよいか (医療機関) 等

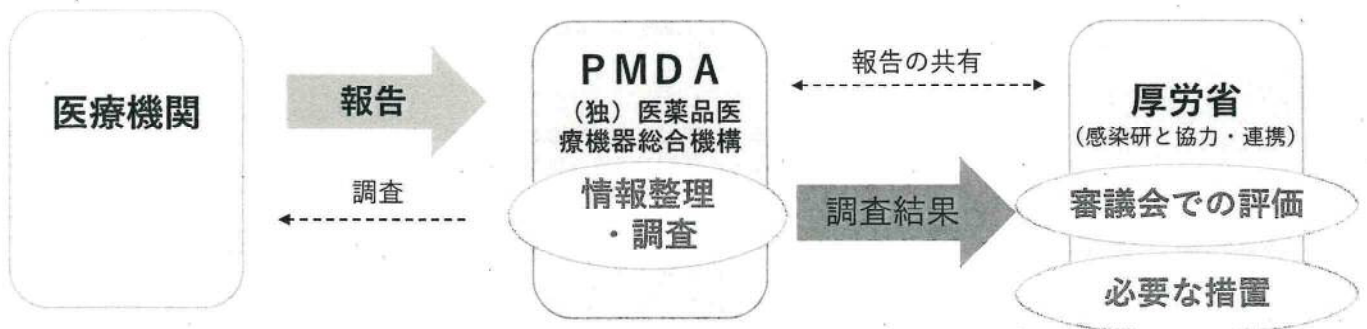
市町村 相談窓口またはコールセンター

※各窓口は、必要に応じて担当の窓口を紹介する

副反応疑い報告制度における報告と評価の流れ

- 予防接種法において、副反応疑い報告の仕組みが設けられており、国は、接種後に生じる副反応を疑う症状を収集するとともに、これらを厚生科学審議会に報告し、その意見を聴いて、予防接種の安全性に関する情報を提供するなど、接種の適正な実施のために必要な措置を講ずることとなっている。
- **新型コロナワクチンについては、**予防接種法上の接種（臨時接種）として実施されるため、**通常の定期接種と同様の流れで副反応の集計・評価**を行う。
接種開始後、**通常より高頻度で審議会を実施**するとともに、**必要があれば、緊急時にも開催**して評価を行う。

副反応疑い報告制度における報告と評価の流れ



※1 副反応疑い報告は、医薬品医療機器等法に基づく副作用等報告としても取り扱われる。

※2 上記に加え、市町村が被接種者又は保護者から健康被害に関して相談を受けた場合には、都道府県を通じて厚生労働省に報告するルートもある。